

## 極真会館熊本県早田道場師範直轄道場会則

### 【入門】

当会会則に同意し、入門誓約書に署名・押印、反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書に署名・押印  
いただいた方のみ入門を認める。

【入会金】 5000 円

### 【月会費】

学生月額 5500 円 社会人月額 6600 円（家族割あり・3 人目以降 1000 円引き）

所属道場・所属外道場への稽古・オープン稽古・支部への稽古に、回数制限なく参加可能。

※オープン稽古 他の流派と一緒に行う合同稽古（原則月 1 回実施）

### 【会費納付】

原則クレジットカード決済か、銀行口座振替です。毎月 26 日にクレジット決済・銀行引き落とし。

（振替日が指定銀行の休日の場合、翌営業日）現金納付希望者は、毎月 26 日までに指定納付袋で現金納付。

### 【入会時に必要な費用】

入会時に必要な料金は別紙を参照。

### 【物品購入】

道着・サポーター類など、稽古や大会で使用する物品は事務局に注文し購入。

【年会費】 1 家族年額 3000 円 年会費は毎年 12 月 26 日までに現金納付。

【スポーツ保険】（4 月 1 日～3 月 31 日期间固定・かけすて）

中学生まで 年額 800 円 高校生から 年額 1850 円

### 【稽古中・試合中の事故について】

稽古や試合はケガや最悪の場合死亡の可能性があることを理解・同意して行う。

ケガや最悪の場合死亡の可能性について理解・同意が出来ない場合は行わない。

稽古中・試合中のケガについて、ケガの内容や度合いに関係なく会やケガをさせた側に一切の申し立てを行わない。

ケガや死亡があった場合、スポーツ保険の範囲内の補償以外を求めない。

### 【会費等の値上げ】

社会情勢や当会の運営の状態によって、止む無く会費等を上げる場合がある。

### 【昇級審査】

審査料 1 万円 原則年 2 回実施（6 月・12 月）変更の場合もある。自身の級の規定を満たす者のみ受査可能。

### 【再入門】

通常入門と同様の手続きを行います。退会時に未納金があった場合は未納金を納付いただく。

### 【移籍】

他団体からの移籍の場合、級位・段位に関係なく無級からの入門。

希望者は、入会時に特別認定審査（審査料 10000 円）を受ける事が出来る。

審査後、当会規定に相当する級位・段位を得る事が出来る。

### 【支部】

支部責任者は契約書に従い運営を行って下さい。支部所属の生徒は支部規約に従う。

### 【休会（長期欠席）】

休会（長期欠席費）は登録料 月額 2000 円を現金で支払う。

休会申請は、休会する前月 5 日までに事務局に休会届けを提出する。原則、電話受付不可。

### 【退会】

退会は、退会希望の前月 5 日までに事務局に退会届けを提出。原則、電話受付不可。

月会費未納が 2 か月続いた場合、退会処分とする。

未納金は法的手続きにより集金させていただく場合もある。

また、当会や指導員、他の利用者に著しい迷惑行為があった場合も退会処分とする。

### 【行事】

当会が主催する行事・大会へは積極的に参加をお願いします。

### 【休館日】

年末年始、盆休み期間、施設の休館日・祝日は休館日とする。

### 【指導方法】

指導において当然に起こりうる接触・コンタクトについて当会は事前に対象者（対象者が未成年の場合、その保護者にも）説明を行った上、危険のない範囲でこれを行う。

### 【迷惑行為】

指導員への恐喝・恫喝・誹謗中傷または種々の迷惑行為について、当会または指導員に損害が生じた場合、直ちに損害賠償請求を行う。

### 【利用者同士のトラブル】

当会を利用する者同士でのトラブルについて、当会は問題の抽出・改善に努めるものとする。

但し、生じた結果について当会は何らの責任も負わないものとする。